

ALG & Associates Newsletter

弁護士法人ALG&Associates ニュースレター

2014 Oct

飲食店・宿泊業

Vol. 1

10月

飲食店
宿泊業

食品の偽造表示に関する今後の規制について

Q



あるしゃぶしゃぶ店が牛肉の産地を偽装したことがニュースになりましたが、最近、食品の表示等に関連する法律ができたと聞きました。
食品表示は、今後どのように規制されることになりますか？

A

今回のしゃぶしゃぶ店のケースには適用されませんが、昨年の6月に「食品表示法」という法律が成立しました。この法律は、産地の偽装表示等を取り締まるための法律です。食品表示法は平成27年に施行されますが、施行後は、偽装表示等の行為について一層厳しく規制される可能性があるといえるでしょう。



■ さらに詳しく

現在、食品の表示については、食品衛生法、健康増進法、JAS法がばらばらに規定しています。それぞれの法律により、違反があったときの処分や罰則等も定められていますが、食品表示の基準や用語が、これらの複数の法律にまたがっているため、わかりにくいといわれてきました。そこで、消費者、事業者双方にとってわかりやすい表示になることを目指して、食品表示法が平成25年6月に成立しました。この法律は、平成27年までに施行されることになっています。

食品表示法は、食品関連事業者等に対して食品表示基準の遵守を義務付けます。すなわち、食品関連事業者は、内閣総理大臣が策定した食品表示基準を遵守しなければならない、当該食品表示基準の中では、原材料や原産地の表示基準も示されることとなります(4条、5条)。

そして、食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地(原材料の原産地を含む。)について虚偽の表示がされた食品の販売をした者に対する制裁として、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金という刑罰を予定しています(19条)。また、従業員が法人の業務に関して違法行為をしたときの法人処罰についても規定しており(両罰規定)、従業員が法人の業務に関して、原産地の偽装表示等を行って販売をした場合、行為者自身の処罰のほか、その行為者を管理していた法人に対しても1億円以下の罰金刑を科すことが定められています(22条)。

食品の偽装問題をめぐっては、これまでも、適用される余地のある法律が複数ありましたが、それぞれの法律において適用の範囲や基準が不明確であったことから、処分や罰則の適用が行われにくかったといわれています。食品表示法の施行により、産地の偽装表示等についての明確な規定ができ、これにより適用基準が明確になり、しかるべき処分が行われやすくなったと考えられます。

食品を扱う企業においては、食品表示基準への理解を深める必要があるとともに、これまでより一層コンプライアンスの徹底が求められるといえるでしょう。



■ 執筆弁護士

取扱分野

企業法務及び労働法務全般

パートナー弁護士 家永 勲
Isao Ienaga



取扱分野

企業法務及び労働法務全般

アソシエイト・弁護士 那賀島 八起
Yaoki Nakajima



本ニュースレターは、具体的な案件についての法的助言を行うものではなく、一般的な情報提供を目的とするものです。
本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記をお願いいたします。

弁護士法人ALG&Associates

東京本部 | 〒163-1128 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー 28F 【連絡先】TEL.03-4577-0757 FAX.03-5909-2454
(主たる事務所：東京弁護士会所属)

各支部 | 宇都宮支部・埼玉支部・千葉支部・横浜支部・名古屋支部・大阪支部・福岡支部

本ニュースレター及び弁護士法人ALGからのリーガルサービスに関する情報(セミナー情報、法律相談に関する情報等を含みます。)をご希望される方は次のメールアドレスに会社名、業種、氏名、役職、部署、電話番号及び配信希望先メールアドレスを記入したメールをお送りください。弁護士法人ALGは、本ニュースレター配信のために取得した個人情報について、弁護士法人ALGからの各種ニュースレターの送信並びに各種リーガルサービスの紹介及び提供を行うために必要な範囲で利用させていただきます。なお、当該情報送信は、予告なく変更及び中止される場合があることをご了承ください。

■ 配信希望メールアドレス roumu@avance-lg.com